

9月10日は「下水道の日」

あいされるきれいな町の下水道



下水道ができる

◆水洗トイレが使えます

悪臭やくみ取りの手間から開放され、清潔で臭いのない水洗トイレが使用でき、快適な生活を送ることができます。

◆衛生的な環境をつくりま

道路側溝や水路に汚れた水（生活雑排水）を流さないのことで、害虫の発生や悪臭・伝染病を防ぐことができます。

◆川や海をきれいにします

汚れた水を浄化して川や海に戻すことで水質が保全され、水環境や本来の生態系をよみがえらせ、美しい自然を守ります。

早期に接続工事の実施を

公共下水道や、農業・漁業集落排水施設等は、利用が可能となったとき（供用開始）から決められた期限までに、各家庭の負担でトイレや台所、風呂などを下水道へ接続する工事（排水設備工事）を行っていただく必要があります。このことは、下水道法や市の条例で義務付けられています。

せっかく下水道を整備しても、各家庭で下水道を利用しなければ河川や湖、海の水質汚染を防ぐことはできません。快適で住みよい生活環境を守るため、下水道が整備されたら、一日も早い排水設備工事をお願いします。（排水設備工事は、出雲市排水設備指定工事に依頼してください。）

なお、市では、早期に下水道へ接続していただくため、文書通知や戸別訪問を定期的に行っています。ご理解をお願いします。また、排水設備工事にかかる費用について、融資あつせん制度を設けていますので、ご利用の際はお問い合わせください。

下水道マンホール・公共まの維持管理にご協力ください

市では、下水道本管を管理するためのマンホールや、排水設備を下水道に接続するための公共ま（市のマークが付いたもの）の適切な維持管理に努めています。

もし下水道マンホールや公共まの破損等を発見された場合

は、市へ連絡してください。（公共まの破損等については、その原因が特定できた場合は、原因者で修理していただくことになります。）

個人設置の合併処理浄化槽に対する補助金

公共下水道などによる集合処理区域のうち整備がしばらく行われない区域において、個人で住宅に浄化槽を設置する場合に費用の一部を市が補助します。（ただし、賃貸用住宅は除きます。）

ア 浄化槽設置補助金…一般住宅に設置する浄化槽の大きさに応じて設置費の一部を補助します。

イ 維持管理補助金…設置の翌年度から公共下水道、農業・漁業集落排水等の供用開始までの間、年間1万5千円／基を限度に補助します。

ただし、前年度に法定検査を受検し、当年度に保守点検の実施と清掃を行っていただくことが条件となります。

市が合併処理浄化槽を
設置・維持管理します

家と家が離れている中山間地域などの個別処理区域を対象に、市が主体となって、一般住宅に浄化槽を設置・維持管理する「市設置型浄化槽整備事業」を実施しています。

設置にあたり、必ず宅内の排水設備工事を行っていただくことのほか、受益者分担金（35万円一括納入）、下水道使用料が必要となります。事業を計画的に進めるため、設置を希望される方は早めに市へご相談ください。

下水道についてのお問い合わせは

- 下水道管理課 ☎21-2225 ※
- ☎21-2254 ※
- 下水道建設課 ☎21-2227 ※
- ※夜間・休日の緊急時は、市役所代表
（☎21-2211）に連絡してください。
- 平田上下水道事務所 ☎63-5541
- 河南上下水道事務所 ☎43-1211
- 斐川上下水道事務所 ☎73-9130

出雲市優良工事等を表彰しました

市では、前年度に完成した建設工事等の中から優秀な工事等を選定し、施工者相互の啓発を図り、工事の品質と建設技術の向上ならびに業界の発展に資することを目的に、優良工事等の表彰を実施しています。

本年度は、500万円以上の建設工事217件と、300万円以上の建設工事関連業務55件の中から、選考委員会で特に高い評価を受けた9件の工事と2件の業務を7月27日に表彰しました。



出雲市優良工事等表彰式

受賞者一覧（敬称略）

部門	工事名	施工者	現場代理人	部門	工事名	施工者	現場代理人
土木工事	夫婦橋歩道整備工事	(株)トガノ建設	板垣晶夫	建築工事	第一中学校駐輪場建設工事	(株)出雲工業	川上哲司
	今市6号線外2線改良工事	(有)勝部組	照喜名勉	設備工事	平田消防署庁舎電気設備工事	(株)斐川電工	樋野伸治
	坂田阿宮線道路改良工事（その2）	(有)佐野組	高木将行		平田消防署庁舎冷暖房換気設備工事	林産業(株)	足立博則
	大社町中荒木西部ぶどう集荷所付近配水補助管布設工事	(有)間壁組	杉原則雄	部門	業務名	受託者	管理技術者主任技術者
	小伊津1号線災害防除工事	(株)フクダ	福島真二	建築業務	平田小学校屋内運動場建築実施設計業務	(有)牧戸建築環境設計事務所	吾郷 隆
建築工事	今市小学校南校舎耐震補強及び改修建築工事	御船組・クサカ建設・小林建設特定建設工事共同企業体	佐貫康喜(株)御船組	土木業務	塩津(4)外3地区地籍調査測量工程業務	出雲グリーン(株)	矢田 工

おたずね／管財契約課 ☎21-6950

小型特殊自動車は軽自動車税が課税されます

農業や建設業などの事業で使用する小型特殊自動車は、普段、道路を走行しない車両でも、軽自動車税が課税されます。下表に該当する車両をお持ちの方（個人・法人）は市に申告をして、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

区 分	農耕作業用	その他のもの
大 き さ	制限なし	長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種 類	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車（コンバイン） 乗用田植機  ※最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車となります。	ショベルローダ（ミニバックホウ含む） ロードローラ フォークリフト ホイールキャリア 等  ※大きさ（長さ・幅・高さ）、最高速度の要件をひとつでも超える場合は、大型特殊自動車となります。
軽自動車税(年税額)	2,400円	5,900円

○申告受付場所 市民税課または各支所税務担当課

○申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・車名（メーカー名）、型式、車台番号（農耕作業用は製造番号）等がわかるもの
- ・販売証明書または譲渡証明書

おたずね／市民税課 ☎21-6703